

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○	財務省告示第三百六号
償	發	發	振	額	最	發	發	用	名	行	成二年八月二十日の施行条件等を次とおり告示する。
還	行	行	替	低	額	行	行	振替法	稱及	令第三十号) 第七条第三項の規定に基づき、平	
期	価	單	面	金	額	方	方	法律及びその適	記	行の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵	
限	格	日	位	金	法			適		省令(昭和五十七年大蔵	
た	平	十	額	平	す	額	の	社	國庫短期証券(第四十八回)	省令(昭和五十七年大蔵	
だ	成	二	面	成	る	の	振	債	財務大臣	省令(昭和五十七年大蔵	
し	錢	金	成	る	の	替	引	債、株式等の振替に	与謝野馨	省令(昭和五十七年大蔵	
、	額	二	。整	記	替	日	振	計に		省令(昭和五十七年大蔵	
償	額	十	載	の	法	額	の	下「振替法」の規		省令(昭和五十七年大蔵	
還	額	百	數	又	規	額	適	用を		省令(昭和五十七年大蔵	
期	額	元	倍	は	定	で	用	受けけるものとし、そ		省令(昭和五十七年大蔵	
が	額	に	記	金	に	千	行	のための		省令(昭和五十七年大蔵	
銀	額	つ	錄	額	よ	九	に	換えのための		省令(昭和五十七年大蔵	
行	額	き	に	は	よ	百	よ	換えのための		省令(昭和五十七年大蔵	
休	額	十	記	よ	最	八	る	換えのための		省令(昭和五十七年大蔵	
業	額	九	錄	よ	低	十九	よ	換えのための		省令(昭和五十七年大蔵	
日	額	円	に	る	も	億	る	換えのための		省令(昭和五十七年大蔵	
に	額	八	面	と	額	五千	と	換えのための		省令(昭和五十七年大蔵	
			座		簿						

十  
三  
二  
一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 た  
二 銀 金 金 る  
十 行 額 を と  
一 百 支 き  
年 円 払 は  
八 に う 、  
月 つ 。 そ  
二 き の  
十 百 翌 営  
日 円 業 日  
に